

【妙高市ひとり親家庭への移住就労支援事業補助金のご案内】

子育て中のシングルペアレントのみなさんへ 妙高市に移住して、お仕事をしませんか！



妙高市では高校生以下の子どもと同居する市外のひとり親（シングルペアレント）の方を対象に、家族で定住するための支援を行っています。

★支援対象者 ※すべての要件を満たす必要があります。

- 妙高市外で高校生以下の子どもと同居（扶養）しているひとり親（シングルペアレント）の方
- 市内の事業所に常用労働者として就労される方
- 妙高市内に5年以上定住する意思がある方
- 年齢が40歳未満の方



【支援メニュー】

項目	支援内容	補助率
移住・就労の準備に係る旅費の支援 妙高ふるさと暮らし推進事業	移住・就労の準備のために、居住地と妙高市の往復に係る旅費（公共交通機関の運賃や高速道路通行料）や宿泊費の補助	実費の1/2以内 （上限3万円） ※2回まで利用可
引っ越し費用の支援 妙高ふるさと暮らし推進事業	妙高市へ定住に伴う引っ越し等の移転費用を補助	実費の2/3以内 （上限20万円）
自動車購入費用の支援 妙高ふるさと暮らし推進事業	自動車を所有していない場合で、移住・就労するにあたり、新たに自動車を購入する費用を補助	購入費の1/3以内 （上限 軽自動車 15万円 普通自動車20万円）

こちらの支援も受けることができます！

賃貸住宅家賃の支援 U・Iターン促進住宅支援事業	市内の事業所に就労し、市内の民間賃貸住宅等に入居する場合に家賃（24ヶ月分）を補助	家賃月額1/3以内 （上限1.5万円）
空き家の見学に係る宿泊費の支援 妙高ふるさと暮らし推進事業	市の空き家バンクに登録されている物件を見学する場合、指定宿泊施設の宿泊費を補助 ※別途住宅の取得に係る補助金有	1泊2食付料金の全額 ※2回まで利用可
就労支援 母子・寡婦福祉対策事業	国が指定する教育訓練等を受講する場合に対象の講座の受講料（教材費除く）を訓練給付金として支給 ※上記対象要件以外に所得要件有	受講料の4/5以内 （上限20万円）
資格支援 地域人材育成支援事業	就業に向け、就職等に必要となる資格の取得等に係る試験受験料や受験に必要な研修受講料を助成	受講料の1/2以内 （上限3万円）

📞 詳細はこちらへお問い合わせください！ 📞

妙高市役所 建設課 まちづくり係

☎0255-74-0025 ✉kensetsu@city.myoko.niigata.jp

